

平成24年度統計法施行状況報告の事項別推進状況及び 審議における共通的な視点等 (第3ワーキンググループ審議担当分野(抜粋))

- 民間事業者の活用 1
- 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 3
- 実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携 7
- 統計職員等の人材の育成・確保 10
- 統計ニーズの継続的な把握・活用 15

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計の作成

(2) 民間事業者の活用

【本文】	【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)	
<p>ア 現状・課題等</p> <p>近年の厳しい財政状況の下で、新たな統計作成のニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用することが必要である。一方、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等が前提であることや、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務は国が自ら行うことが適当であることにも留意が必要となっている。</p> <p>また、民間事業者をより適正かつ効果的に活用できるよう環境整備を行うことや、新たな業態の創出や創意工夫等により今後向上する可能性のある民間事業者の履行能力を継続的に把握することも必要である。</p>	<p>イ 取り組みの方向性</p> <p>郵送による実査業務、照会対応業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。</p> <p>一方、調査員による実査業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力及び経験、調査員の指導、管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。</p> <p>特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。</p> <p>① 国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査(国勢調査、経済センサス)</p> <p>② 一定の行政分野(日本標準産業分類の大分類に該当する産業分野等)又は生活分野に関する国の統計調査(標本調査)の母集団情報を提供することを目的とした調査(農林業センサス、国民生活基礎調査等)</p> <p>③ 閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査(労働力調査、小売物価統計調査等)</p> <p>また、民間事業者をより適正かつ効果的に活用する観点から、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成19年5月30日改正)の改定を行うなど環境整備を図るとともに、民間事業者の履行能力を継続的に把握し、活用の在り方について適宜見直しを行う。</p>	<p>○ 民間事業者を活用している統計調査の割合は年々増加する傾向にあり、特に統計事務の種類では、データ入力、符号、チェック等の入力・集計業務や、実査準備の民間委託の割合が高いという状況にある。各府省は、これら民間事業者が優れたノウハウを持つ分野において、効率的な統計の作成・提供を進める観点から、引き続き民間事業者を積極的に活用することが必要である。ただし、企画立案業務等の中核的業務は、国が自ら行うことが適当であることにも留意が必要である。</p> <p>○ また、各府省は、民間事業者をより適正かつ効果的に活用する観点から、関係府省間の情報交換や、統計調査業務に関係する民間事業者やその団体との意見交換を今後も継続して実施し、民間事業者の活用に関する不測の見直し・改善を図ることが必要である。さらに、民間事業者の活用にあたっては、業務の見直しも含めて検討することも必要である。</p> <p>○ なお、民間事業者活用ガイドラインについては、基本計画で指摘された事項は既にガイドラインに反映されており、更なる改定の余地は乏しいものと考えられることから、ガイドラインの改定に関する「実施済」との自己評価は妥当と整理する。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議にあたって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
116 (p42)	第3 1 効率的な統計の作成 (2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議にあたっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況をj確認する。	内閣府 (統計委員会)、 総務省	平成21年度から実施する。		○ 総務大臣による統計調査の承認の審査にあたっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認しており、基幹統計調査については、住宅・土地統計調査及び漁業センサスにおけるコールセンターの設置について、民間事業者への委託により実施することを承認した。【総務省】 ○ 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行った。その結果、審議した2件の民間委託(住宅・土地統計調査、漁業センサス(コールセンターによる照会対応))について、適当との答申をした。【内閣府(統計委員会)】	継続実施	-	
117 (p42)	イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。	実施済は妥当。	○ 基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「民間事業者活用ガイドライン」という。)に変更。	実施済		

118 (p42)	第3 1 効率的な統計の作成 (2) 民間事業者の活用 ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。	○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)の下に、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」(以下「民間事業者活用WG」という。)を平成22年4月に設置し、府省横断的な検討を開始し、各府省が設定する統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法等について情報共有を実施するとともに、誓約書の徴収や公的資格・認証の取扱等の明確化を図る観点から、平成24年4月6日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)を改定。今後は、品質保証ワーキンググループによる統計の品質(プロセス保証)の検討状況を踏まえつつ、民間事業者における統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法について、引き続き、検討を行っていく。	継続実施	—	
119 (p42)		○ 統計調査業務に関係する民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から実施する。	○ 各府省と統計調査業務に関係する民間事業者団体・民間事業者との意見交換を平成25年2月に開催し、民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果等を検証するために重要な入札及び受託業務の履行についての意見交換を行い、今後の民間事業者の活用を行っていく上での基礎資料として活用。今後も民間事業者の団体との意見交換等を毎年開催し、民間事業者の活用効果の検証等を行っていく。	継続実施	—	

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

【本文】	
ア 現状・課題等	イ 取り組みの方向性
<p>(ア) 公的統計の整備に必要な統計リソースの現状及び課題 分散型統計機構を採用している我が国においては、各府省がそれぞれの予算・定員枠の中で、必要な統計リソースを確保することとなっているが、統計部門への配分については、各府省の中での優先順位が必ずしも高くなかった。 このような中、各府省は、機械化の推進や民間事業者の活用等により、合理化を徹底し、統計関係予算については、平成19年度までの5年間の平均額が約450億円と、その前の5年間に比べ約1割減少するとともに、各府省の統計担当職員数は、昭和42年度の約19,000人弱から平成19年度には5,000人弱と約74%減少している。 一方、経済・社会が複雑・高度化する中において、合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報としての公的統計に対する要求水準が質・量ともに高まっており、統計の品質の維持・向上とともに、国際的にみて停滞している分野における統計の改善や、新たな統計整備への対応等が今後の課題となっている。 例えば、我が国の国民経済計算においては、生産側計数など四半期推計の系列が諸外国と比べて少なく、生産性分析に資するための計数が充実しておらず、経済構造の変化の把握に課題が生じている。また、年次推計において生産、分配及び支出のいわゆる三面等価のバランスがとれておらず、GDPについて、生産側と支出側推計で数兆円に及ぶ不突合があるなどの課題が解消されていない。さらには、一次統計等との適切な連携ができず、経済統計の整備に当たり国民経済計算の側で積極的な対応ができない状況もみられる。 これらの課題を着実に解決し、精度が高い統計を作成し続けるためには、推計のシステム開発面を含めて必要な統計リソースを確保することが不可欠である。しかしながら、我が国においては、IMFが平成18年に公表した「マクロ経済統計に関する評価報告書」(Japan: Report on the Observance of Standards and Codes(ROSC)-Data Module(2006))でも「国民経済計算作成のためのリソース」が「基準を概ね満たしていない」との指摘を受けるなど、国際的にみても著しく脆弱な状況(国民経済計算の作成に従事している者の人数は、我が国は約50名であるが、ほかの先進国は100人から200人程度)にある。また、人材の質の面でも、高度な専門性が要求されるにもかかわらず、頻繁な人事異動の結果、必要な専門家が育成されていないとの指摘があり、諸外国と遜色ない統計リソースを確保することが必要である。 (イ) 統計の信頼性の確保並びに新たな統計の整備及び提供への対応の必要性 政府は、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供する責務を負っており、統計の公表の遅延や品質の低下は許されない。 また、今後、統計の体系的な整備を行うに当たっては、産業全体を包括的にとらえる統計や、新興の事業分野あるいは各府省の所管にまたがる分野の統計の整備を進めていく必要がある。 さらに、第3の4(1)で記述するオーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の推進など、新たな統計の整備及び提供ニーズに的確に対応する必要がある。 このような社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであるという認識に立ち、社会の情報基盤としてふさわしい統計を、政府が責任をもって提供するための統計リソースを確保し、有効活用する必要がある。</p>	<p>基本計画を踏まえ、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した統計を体系的に整備し、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、必要な統計リソースの確保及び有効活用を最大限努力する。特に、国民経済計算に関する課題を着実に解消するため、質及び量ともに諸外国と遜色のない統計リソースの確保に努める。 また、府省横断的な基幹統計調査の実施や緊急のニーズに的確に対応した統計の作成に当たっては、統計リソースの有効活用策についても検討する。 さらに、統計リソースの確保及び有効活用を推進するため、各府省の取組状況に関する情報の共有等を行うなど、政府全体の調整を図る。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
120	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。		○ 統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループで専門家集団を編成することについての可否を含めて検討を行った結果、専門家集団を編成することは、現状においてニーズや編成を行うための要員の確保する余裕・見込みがなく、新たな統計調査の実施や統計の実施に際しては、各府省における研究会の開催を通じて有識者の知見等が活用されているところであり、専門家集団を編成することは現実的ではない。しかしながら、専門家集団を代替えるものとして、既存の組織・機能及び再任用職員等の活用という方向で検討を進めていく。	実施困難	-	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
121	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点で踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】 ○ 平成24年就業構造基本調査の実施に際し、一部地域（県庁所在都市、政令指定都市、人口30万以上都市）に対し、インターネットを用いた回答方式を導入。【総務省】 ○ 報告者の負担軽減及び統計リソースの有効活用の観点から、オンライン調査の推進を図り、調査の効率化に努めた。 平成24年度から保健師活動領域調査（活動調査）及び被保護者調査において報告をオンラインで実施し、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査において調査票の一部をオンラインで実施した。【厚生労働省】 ○ 既存統計を見直す際は、行政ニーズなどを踏まえつつ、報告者の負担軽減等の観点でも検討を行っている。【農林水産省】 ○ 平成26年に実施予定の経済センサス基礎調査と商業統計調査について、総務省と連携の上、両調査を同時実施する体制の構築や調査内容の見直しを行い、報告者負担の軽減、事務の効率化を図った。 ○ 特定サービス産業実態調査について、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減といった観点から、対象業種や調査経路、調査周期等の抜本的な見直しについて検討を行った。 ○ 経済産業省生産動態統計について、調査品目の見直しを行い、ニーズのある新規品目を追加し、必要性の乏しくなった品目を整理・簡素化した（1,666品目→1,644品目）。【以上経済産業省】 ○ 既存統計について、報告者負担軽減等の観点で見直し・効率化の検討を行っている。【国土交通省】 	継続実施	—	
122		○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。	各府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画推進のための各種専門会議や調査研究を行うための経費を平成25年度予算に計上。【総務省】 ○ 「統計データの有効活用の推進」に必要となる経費等を平成25年度予算に計上。【文部科学省】 ○ 平成24年度においては、国民生活基礎調査に関する分析のための国民生活基礎調査統計分析専門官（1名）と21世紀成年者縦断調査の新たなコーホート追加に伴う係長（1名）を平成24年10月から設置した。 ○ 平成25年度においては、WHO国際統計分類協力センター業務に関する体制強化のために国際統計調整官を1名、人口動態死因基本分類の管理に係る体制整備のために、死因基本分類管理専門官1名及び死因基本分類管理係長1名が平成25年10月から定員として認められた。【以上厚生労働省】 ○ 基本計画に定められた具体的取組に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成25年度予算を確保した。【経済産業省】 	継続実施	—	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
123	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ各府省の取組	○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。	各府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】 ○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】 ○ 職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。【警察庁】 ○ 統計研修所においては、平成24年7月～8月に、国・地方公共団体等へ意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を踏まえて、平成25年度研修計画において、「PCを用いた統計入門」及び「一般職員課程」の実施回数をそれぞれ増加させることとした。 ○ 平成25年2月から3月にかけては、地方公共団体における統計活動の実態把握を行うとともに、同年3月には外部有識者との意見交換を行い、時代やニーズに合った研修の実施に向けた研修体系全体の見直しを進めた。総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。 ・ 統計研修所等が行う各種統計研修の積極的な受講を働きかけており、引き続き働きかけを行っていく予定。 ・ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。 ・ さらに、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修容の見直しを行った。【以上総務省】 ○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】 ○ 人員数については業務ごとに適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】 ○ 計画的な研修の実施に努めており、平成24年度については、受講者数は108人(前年度151人)であった。また、24年度は33人が総務省統計研修所の研修を受講した。 ○ 統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流の拡大を推進。【以上農林水産省】 ○ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を実施しており、平成24年度には計16講座を実施した。 ○ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても、統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【以上経済産業省】 	継続実施	-	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
125～127	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ウ 各府省の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。 	総務省	平成22年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とするため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成24年6月)に、統計リソースWGの場を活用して、平成25年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。また、各府省のニーズも踏まえ、歳出予算概算要求書の提出後(平成24年10月)に開催した統計リソースWGにおいて、要求実績に係る情報共有等を実施。 ○ 各府省が次年度に実施予定の統計調査計画等に係る事前審査のスキームを活用し、平成24年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施しているところ。 ○ また、各府省が次年度に実施予定の統計事業の事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成24年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図っているところ。 	継続実施	—	
128	エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。 	各府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省及び経済産業省において、平成26年に実施する「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成26年商業統計調査」の同時実施に向けて、「平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査のための試験調査」を実施。 ○ 総務省・経済産業省の共管調査として、各府省の協力の下、平成24年2月に実施された「経済センサス-活動調査」について、平成25年1月に速報を公表した。 ○ 総務省・経済産業省共管の一般統計調査として、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を開始。平成24年5月に第3回「情報通信業基本調査」を実施し、平成24年10月31日に速報、平成25年3月22日に確報を公表した。【以上総務省及び経済産業省】 	継続実施	—	

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携

【本文】	
ア 現状・課題等	イ 取り組みの方向性
<p>(ア) 実査体制の現状及び課題 地方公共団体の統計部局は、地方公共団体における統計の整備及び提供を推進する役割とともに、国の基幹統計調査の実施においても重要な役割を担っている。地方公共団体の統計部局を通じて国の統計調査の系統は、大規模統計調査の実施に当たり、統計の真实性・統一性の確保等の観点から、我が国の統計調査の基盤を確立する上で重要な役割を果たしている。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるという利点があるなど、統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与するものとなっている。 しかしながら、次のような課題が生じており、その改善が求められている。 ① 都道府県の統計主管課の職員(統計専任職員)や市町村の統計関係職員については、地方行財政改革の推進や市町村合併が進展する中で、大幅な削減が進められていること。 ② 統計調査の業務量は、大規模周期調査の実施時期によって大きく変動する一方、実査の現場を担当する市町村では、統計担当・係において統計調査事務と他業務を兼務していることが多いことから、調査実施時期と他の業務の繁忙時期が重複した場合には要員の確保が困難となるなど、業務量の平準化が大きな課題となっていること。 ③ 統計専任職員の平均年齢の上昇に伴い、国が交付している統計調査事務地方公共団体委託費注8の基準単価と実態との乖離が生じ、都道府県の負担が増大するとともに、同委託費の交付対象外となっている職員定数条例外の再任用短時間勤務職員の配置も増加しつつあること。 ④ 統計調査員については、高齢化や個人情報保護意識の高まり等による報告者の協力意識の低下などの調査環境の変化に伴い、質及び量の両面でその不足が進み、特に大都市部を中心に調査員の確保が困難となっていること。 また、国の地方支分部局も統計調査における実査事務を担当し、公的統計の作成において重要な役割を担っており、これらの統計調査の中には、専門的・技術的なノウハウを必要とする統計調査も含まれている。一方、これら国の地方支分部局で実施している統計調査に関する事務については、地方分権改革における国の出先機関の見直しの一環として、地方公共団体への実査事務の移譲、民間委託の拡大等による業務のスリム化等の検討が求められている。その際には、基本計画が目指すニーズに応じた統計の体系的整備や公的統計の信頼性の確保等に影響を及ぼさないよう配慮することが必要である。</p>	<p>基幹統計の整備に当たっては、国の責任で作成することを前提に、地方公共団体と協働して体系的整備に取り組む。 また、地方公共団体と連携して実査体制の機能を維持するため、地方公共団体を經由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化など多面的な方策を計画的に実施するとともに、統計調査事務地方公共団体委託費や統計調査員制度についても実情等を踏まえた運用の見直しについて検討する。 さらに、地域の視点からの統計の整備・利用を促進するため、統計調査結果の地方別表章を充実するなど、幅広い統計ニーズを把握した上でその改善に努めるとともに、地方公共団体による統計の利用・普及活動を支援する。 なお、地方分権改革の推進に伴い、国の地方支分部局において実施している実査事務の地方公共団体への移譲を検討する場合には、統計委員会における議論も踏まえ、検討の前提として、統計に求められる中立性、公平性及び全国統一性の確保や、公的統計の質を維持するために必要な専門的・技術的ノウハウを有する人員等の地方公共団体への移管についての措置を適切に講じる必要があり、その移譲の在り方の検討に当たっては、これらの措置の整備状況を見極めつつ、対応する必要があることに十分留意する。</p>
<p>(イ) 国と地方公共団体の連携の必要性 統計法では、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、公的統計を体系的に整備することを基本理念の一つとして規定している。国が作成する公的統計の多くは、国はもとより地方公共団体においても幅広く利用されるものであり、その整備に当たっては国の視点だけでなく地域の視点に配慮することが必要となっている。地方公共団体は、国が作成する公的統計を自ら利用するとともに、住民に対する情報提供の機能も有しており、統計の広範な普及に当たっては、このような点を踏まえつつ国と地方公共団体の協力を一層深めることが必要となっている。 また、基幹統計調査に関する地方公共団体の事務の多くは、法定受託事務として規定されるなど、基幹統計の作成において、地方公共団体は重要な役割を担っていると同時に、基幹統計調査の結果は、地方公共団体の行政運営にとっても重要なものとなっている。このため、基幹統計の整備に当たっては、国の責任で作成することを前提に、国と地方公共団体相互の協力及び適切な役割分担の下に、協働して取り組むことが必要不可欠となっている。</p>	

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
131	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年就業構造基本調査について、コールセンターの設置によって、実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担軽減を図った。【総務省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 ○ 平成24年は漁業センサス試行調査及び農林業センサス試行調査を実施。両調査とも調査を実施する市町村を絞り込み実施。【農林水産省】 ○ 経済センサス-活動調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括での調査を実施した。 ○ 特定サービス産業実態調査について、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減といった観点から、対象業種や調査経路、調査周期等の抜本的な見直しについて検討を行い、計画案を作成した。【以上経済産業省】 	継続実施	-	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
132	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成21年度から実施する。		○ 統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度に、地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、①都道府県統計主管課を対象に各府省が主催する各種会議の統合等による合理化・効率化、②地方公共団体における統計調査員の栄典事務の合理化・効率化等、具体的な対応方策を取りまとめるとともに、その着実な推進を図るため、22年度以降、同WGにおいてフォローアップを実施しているところ。 また、上記取組の一環として、地方公共団体における統計調査業務の計画的かつ効率的な遂行に資するため、次年度に各省が地方統計機構経由で実施を予定している各統計調査に係る年間業務スケジュールを、地方公共団体に情報提供することとされたところ。これを踏まえ、関係省の協力の下、平成24年度についても、25年度に各省で実施予定の各統計調査に係る業務スケジュールを取りまとめ、25年3月末に地方公共団体に対して情報提供を実施。	継続実施	—	
133		○ 地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成21年度から実施する。		○ 福井県及び石川県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省】 ○ 平成23年度学校基本調査(初等中等教育機関)の結果について、市町村別集計を公表した。(平成24年6月)【文部科学省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】	継続実施	—	○ 地域別統計の有用性の向上(全体係数との整合性、速報性) ○ 地域別統計の作成への支援・援助
134		○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る		○ 統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持している都道府県統計専任職員の平成24年度における定数は前年度と同数の1,839人を確保したが、委託費の基準単価を国家公務員の人件費割で積算していることから、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律による給与減額支給措置が適用された。 ○ また、統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた業務スキーム及び定数管理について検討。	継続実施	—	○ 予算措置が講じられない限り、地方統計組織の弱体化は防げないと思います。実行(予算措置)を伴わない発言になるので申し上げても仕方がないようにも思いますが、統計を政策立案に生かすように行政の仕組みを変えれば、正確な統計をえるために予算配分がふえると思えます。
135		○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成21年度から実施する。		○ 地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政をめぐる状況の説明に努めた。 なお、平成24年度始めに開催したブロック別統計主管課長会議(政策統括官実施)において、統計データの政策等への活用等、統計調査の具体的な利活用の状況等について意見交換を行った。	継続実施	—	
136		○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成21年度から検討する。		○ 統計調査員の処遇改善等については、これまで統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度及び22年度には統計調査員の安全対策の推進や国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用等について、23年度には統計調査員の確保・育成方策について検討を行い、既存ガイドラインを全面的に見直した「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」を策定。平成24年度は、これまでの取組の進捗を見守っているところ。 また、従前から、統計調査員手当について、単価の統一要求を行うよう関係府省間の調整を図っており、本年度も実施。	継続実施	—	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
137	第3 2 統計ソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成21年度から実施する。		○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介・調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等・経常調査用広報のポスター等(※) ※ 版下を地方公共団体に提供 ○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省】	継続実施	—	○ 学校教育において統計調査の重要性を実習、教育などを通じて徹底する。
138		○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成21年度から実施する。	実施済は妥当。	○ 当省において確保している登録調査員について、登録の際に、他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】	実施済		

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(3) 統計職員等の人材の育成・確保

【本文】		【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)
ア 現状・課題等	イ 取り組みの方向性	
<p>公的統計の作成においては、その作成に携わる職員の専門能力を十分に発揮することが重要である。また、統計の国際的な標準化などの取組に、我が国が積極的に貢献していくためには、諸外国の統計専門家に伍して議論できる人材を育成し、確保することが不可欠となっている。</p> <p>しかしながら、各府省では人事異動を特定の部局内に限って行うことは一般的に行われていないため、統計部局だけで中核的職員注9を育成することは困難な状況となっていることに加え、統計研修等についても、府省によっては組織体制等の面から実施困難な場合もある。また、地方公共団体においても、日常業務に忙殺されており、国で実施する長期の研修等に参加することが困難な状況となっている。</p> <p>このため、我が国の統計作成組織全体として、専門性の高い人材を育成し、確保する観点から、これまで以上に人材育成を意識した人事異動、人事交流や研修の実施による能力の向上を図ることが必要となっている。</p>		<p>主に中核的職員を対象に、人材育成方針の策定、人事交流の推進、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号)に基づく新たな人事評価制度の活用、育成目標の設定等の方策を講じつつ、国際社会において貢献できる人材を育成し、確保する観点から、海外の政府統計機関への職員派遣等、統計に携わる職員の任用、研修等を計画的に推進できる体制を整備する。</p> <p>○ 統計職員の人材の育成・確保に関しては、各府省の実情や特性に応じ、様々な取組が行われており、中でも、大学等との人事交流、学会の大会等への参加、総務省統計研修所の活用については着実に実績が増加している。また、例えば、外部有識者との共同研究の実施や、総務省統計研修所における通信研修、地方研修の実施などニーズを踏まえた見直しも行われていることは評価できる。</p> <p>○ 一方で、国の統計職員については、国の行政機関の定員増が厳しく抑制されている環境の中で、質的な維持・向上の重要性が従前にも増して高まっている。このため、各府省では、多面的かつ積極的に統計職員の人材の育成・確保に関する様々な取組を進めていることは一定の評価ができるものの、これらの取組のうち効果を上げているものを一層推進することや、取組の進捗状況を具体的に把握する方策等についても検討が必要である。ただし、この検討に際しては、各府省における人事管理の実情を踏まえつつ、実効性や公務員制度等との整合性にも留意することが必要である。</p> <p>○ また、各府省は、国際的な対応力の強化という観点から、関係の国際機関等による専門家会合等に、国際的対応力のある人材を積極的かつ継続的に参加させる方策についても検討が必要である。</p> <p>○ さらに、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することの可否を含めた検討については、専門家集団を編成する人的な余力がなく、また、各府省からニーズが示されていないということもあって、既存のスキームの活用により同等の役割・効果を果たすとの整理になっているが、専門的知識を有する中核的職員の育成という観点からの取組とともに、統計実務に関する知識を有する外部有識者の活用なども含め、中長期的な検討が必要である。</p> <p>○ なお、国が確保・育成している統計調査員の情報を地方公共団体に提供することについては、既に必要に応じて情報提供が行われていることから、「実施済」の自己評価は妥当と整理する。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
139、140	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	<p>○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。</p> <p>なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。</p> <p>○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。		<p>○ 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】</p> <p>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】</p> <p>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、他省の統計関係部局や利用部局と幅広く人事交流を行った。特に統計審査業務を担当する職員については、すべて10年以上の公務員歴を有する者を配置した。</p> <p>○ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。</p> <p>○ また、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修内容の見直しを行った。</p> <p>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。</p> <p>○ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】</p> <p>○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】</p> <p>○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を引き続き計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】</p> <p>○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成24年度に計16講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。 ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【経済産業省】 	継続実施		<p>○ 統計の研修については、府省で別々に実施するよりも、総務省統計研修所を利用するなどして、一元的に研修したほうが効率的であると思えます。現在、統計職員が必ずしも長く統計部局にとどまらない状況に合っては難しいことは承知していますが、ある程度時間をかけて統計調査の(教科書的な)基本を勉強して、それを職場で生かせるような体制が整えることが大切です。</p>

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
144	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】 ○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。 ○ カンボジア政府の統計能力を向上させるため、カンボジア統計局に対し支援を実施。 ○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。国際会議への参加要員養成等を目的とした英語研修を実施し、職員10名が受講。また、語学研修の実施内容につき、平成24年度に分析を行い、平成25年度から実施コース及び対象者を拡充する方向で検討。 ○ 国際会議に12度、職員延べ18名が出席。 ○ 人事院の短期在外研究員としてイギリス国家統計局へ1名派遣。 ○ 外国の統計局等の関係機関に職員延べ4名が訪問し、情報収集等を実施。 ○ SIAPの研修プログラムに、職員13名を講師として派遣。【以上総務省】 ○ OECD等の国際統計関係会議に3回、職員延べ5名が出席。【文部科学省】 ○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当係への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】 ○ 職員の経験等に応じ、業務を通じた能力の向上方策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 延べ20名の職員が海外で行われた国際会議の出張、海外調査実施に取り組んだ。 ② JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師とし職員28名を派遣した。【農林水産省】 ○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA事業で実施されたベトナムIIP基準改定支援の本邦研修への講師として若手職員を派遣した。 ○ JICA事業によるベトナム統計局に対するIIP基準改定支援や日中国際IOプロジェクト、国連統計委員会に若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。【以上経済産業省】 	継続実施	—	○ 欧米や中国では、統計職員のための資格試験があり、それにパスすると昇給するような仕組みがあります。職員の知識獲得に関する動機付けとして、参考にできると思えます。
145		○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。		○ 「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、国際的な課題について情報共有、対応等の研究・検討を行っているほか、主要な国際会合における審議に対し参加国として協力を行っている。	継続実施	—	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
146	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組の参考に資する観点から、必要に応じ、統計リソースWGの場を通じ、各府省において参考としたい諸外国の具体的な対応事例の有無等について把握した上、可能な範囲で諸外国の事例収集を行い、各府省と情報共有を図ることとしているところ。 平成24年度については、統計リソースWGの場において、諸外国の事例収集に関する各府省からの具体的なニーズは把握できなかったことから、具体的な研究の実施には至っていない。 ○ 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要理論や手法についての研修を実施しており、平成23年度に引き続き、平成24年度においても、統計局及び統計センター職員に対して、標本理論等の専門的知識の向上を目的に「統計専門研修」を統計局と共同で実施した。【以上総務省】 ○ 「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において経済産業省から情報提供された「欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究」の内容を検討し、研修等に反映させた。【厚生労働省】 ○ 諸外国の農林水産統計組織、調査の実施体制等について職員を出張させ把握した。【農林水産省】 ○ 国際協力案件や国際会議の出席者による報告会を通じて、関係職員に対して情報共有を行うなど統計職員の能力の向上を図った。【経済産業省】 ○ 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員の能力向上を図っている。【環境省】 	継続実施	—	統計技術の開発・推進および研究人材の育成について、統計研修所の移転に伴い、その機能の見直しの中で、これらの分野に資するような工夫をしてはどうか。

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

【本文】		【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)
<p>ア 現状・課題等</p> <p>時代の変化や社会のニーズに的確に対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、以下の点に留意しつつ、統計利用者のニーズを把握し、公的統計の改善に活用することが必要となっている。</p> <p>① 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであるとの認識の下に、利用者の視点も踏まえつつ、その作成及び提供に努めること。</p> <p>② 統計利用者のニーズを把握するに当たっては、情報通信技術を活用するなど、統計利用者側の利便性の向上を図ること。</p> <p>③ 府省横断的なニーズについては、統計委員会が統計利用者との意見交換を随時実施し整理・検討を行った上で、その結果を関係府省における統計の整備及び提供や基本計画の見直し等に活用すること。</p>	<p>イ 取り組みの方向性</p> <p>統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。</p>	<p>○ 未曾有の災害の中で、各調査実施者及び統計調査員を含む地方公共団体の努力により、被災状況の把握・復興等に向けた統計情報の提供や、統計調査がほぼ震災以前の状態に復したことは評価できる。ただし、大規模災害時の被災県や調査員等への対応については、検討の余地もある。</p> <p>○ また、統計委員会委員長談話や平成22年度統計法施行状況の審議結果報告書の指摘を踏まえ、①補完的・補足的な調査や推計の実施、②利用者の誤解を招かないよう、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報の適切な公表が行われたものと考えられる。</p> <p>○ 一方、基本計画における緊急ニーズの対応については、大規模災害の発生を想定したものではなかったが、有効に機能したものと考えられる。ただし、将来に備え、今回講じた統計作成上の特別の措置や、それらの措置に関する国民への一元的な情報提供、欠測値の適切な補完集計等も含めた対応状況に関して、整理・保存しておくことが必要である。</p> <p>○ e-Statを含む政府統計共同利用システムは、国民等にとっての有用な統計データの適時な提供や、報告者の負担軽減・効率的な統計作成等を図る上で重要である。このため、総務省を中心にした各府省は、統計データの有用性の向上を図る観点から、ニーズやコスト面にも留意しつつ、e-Stat利用者の利便性の更なる向上を図ることが必要である。その際、総務省は、e-Stat上に設けられているアンケート機能の充実を図るなどとして、利用者の属性や利用実態等の把握に努め、更なる情報提供機能等の改善に向けた検討に活用するなどの方策についても検討が必要である。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
147	第3 3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府 (統計委員会)	平成21年度から実施する。		○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成25年3月に実施。公的統計における統計データの二次利用の促進について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。	継続実施	-	○ 統計ニーズの把握のためには、学会との連携等により総務省統計局の研究能力の拡大も必要ではないか。
148		○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。		○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、平成24年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い、統計の整備及び提供を支援した。さらに、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。	継続実施	-	

平成24年度統計法施行状況報告より抜粋

資料4 統計調査の見直し・効率化

基本計画において、各府省は、新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行うこととされている。これに係る平成24年度の実施状況は以下のとおりであり、基幹統計調査6件、一般統計調査25件、計31件の調査において、見直し・効率化措置が図られている。

表1 統計調査見直し実績 (平成24年度)

統計調査の種別		基幹統計調査	一般統計調査	計
見直し・効率化がなされた統計調査数		6	25	31
見直し措置内容	廃止等 ^(注1)	1	2	3
	統合	1	1	2
	休止	0	5	5
	調査客体数の削減	1	1	2
	調査事項の削減	2	9	11
	調査方法の改善	3	17	20
見直し措置数(計) ^(注2)		8	35	43

注1)「廃止等」には、法第2条第5項でいう「統計調査」に該当しなくなった調査を含む。

注2)一つの調査において、複数の見直し措置が図られている場合があるため、「見直し・効率化がなされた統計調査数」と「見直し措置数(計)」は一致していない。

表2 府省別統計調査見直し実績 (平成24年度)

	基幹統計調査	一般統計調査	計
内閣府	0	0	0
総務省	1	3	4
財務省	1	0	1
文部科学省	1	2	3
厚生労働省	0	4	4
農林水産省	1	4	5
経済産業省	2	6	8
国土交通省	0	5	5
環境省	0	1	1
人事院	0	0	0
合計	6	25	31

資料5 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成24年度に実施した統計調査に係る事務については、249統計調査中205統計調査(全体の82.3%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図1のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成24年度)

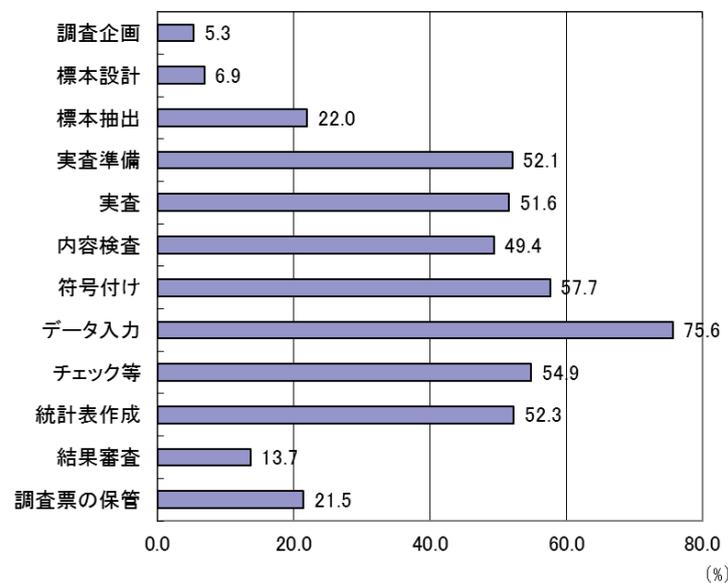
		統計事務の種類												全統計調査件数 (注2)
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注3)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	245	189	182	242	248	243	78	234	246	239	241	247	249
	うち民間委託を実施しているもの (割合:%)	13 (5.3)	13 (6.9)	40 (22.0)	126 (52.1)	128 (51.6)	120 (49.4)	45 (57.7)	177 (75.6)	135 (54.9)	125 (52.3)	33 (13.7)	53 (21.5)	205 (82.3)
	(参考)うち独立行政法人への委託を実施しているもの (割合:%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (4.5)	8 (10.3)	12 (5.1)	18 (7.3)	18 (7.5)	11 (4.6)	12 (4.9)	20 (8.0)
	件数	0	0	0	0	0	11	8	12	18	18	11	12	20
地方支分部局	当該事務が存在する統計調査件数	2	1	21	22	40	35	4	23	24	3	15	24	43
	うち民間委託を実施しているもの(件数)	0	0	0	1	1	0	0	3	2	0	0	0	4

注1) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成24年度に実施された統計調査の総件数。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図1 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成24年度）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)
内閣府	14	12	0	1	0
総務省	19	18	11	0	0
財務省	7	6	0	4	0
文部科学省	17	11	0	0	0
厚生労働省	53	50	3	4	0
農林水産省	45	34	0	23	2
経済産業省	38	32	0	4	0
国土交通省	47	35	4	7	2
環境省	6	6	0	0	0
人事院	3	1	2	0	0
合計	249	205	20	43	4

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

2 データベース関連事務の民間委託の状況

統計データを収録しているデータベースの整備に関する事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成24年度末において、国の行政機関の統計関係部局の管理下にある。統計調査に基づく統計データを収録しているデータベースは8件あり、そのうち7件のデータベース（全体の87.5%）において、1と同様に何らかの事務について民間委託が行われている。データベース関連事務の種類別民間委託の状況は、表3のとおりである。

表3 データベース関連事務の種類別民間委託の状況（平成24年度）

	データベース関連事務の種類					全データベース件数
	企画	開発	データ収集、入力	運用、管理等	提供	
当該事務が存在するデータベース件数	8	8	8	8	7	8
うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	6	1	5	1	7

なお、府省別民間委託の状況は、表4のとおりである。

表4 府省別民間委託の状況（データベース関連事務）
（平成24年度）

府省名	データベース件数	うち民間委託を実施しているもの（件数）
内閣府	-	-
総務省	2	1
法務省	-	-
財務省	1	1
文部科学省	1	1
厚生労働省	2	2
農林水産省	1	1
経済産業省	-	-
国土交通省	1	1
環境省	-	-
防衛省	-	-
人事院	-	-
合計	8	7

資料32 統計委員会における審議結果への対応状況(統計職員等の人材の育成・確保)各府省一覧表

府省名	内閣府	総務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	日本銀行
統計部局における大学等との人事交流の実績(相手先別派遣者数、受入者数等)	無	派遣:大学2人 受入:大学10人	無	無	無	派遣:大学2人	受入:大学2人	派遣:IMF1人、OECD1人、(経済産業省1人、内閣府2人) 受入:(経済産業省1人)
統計部局の主催する統計関係の研究会等(検討会、懇談会等を含む。)への外部有識者の活用実績 ①対象となる研究会等の数 ②参加している外部有識者数(延べ人数)(括弧内うち統計委員会委員又は専門委員) ③上記②のうち平成24年度新規参加者の数	①1 ②7人(2人) ③7人	①19 ②156人(38人) ③22人	①2 ②14人(1人) ③無	①4 ②50人(5人) ③4人	①4 ②79人(18人) ③無	①2 ②47人(無) ③12人	①5 ②24人(3人) ③10人	無
統計部局職員による学会の大会等への参加実績、論文の発表実績	参加(人数):日本品質管理学会(2名)、科学技術教育フォーラム(2名)、第7回日本統計学会春季集会(2名)、応用統計学会 応用統計学シンポジウムⅠ(2名)、公的統計のクロデータの活用に関する研究会(2名)、第397回KSP(関西社会心理学研究会)例会(1名)、第2回ビッグデータと統計学研究会(1名)、「ミクロデータから見た日本経済の構造」研究会(2名)	参加(人数):日本人口学会第64回大会(10名)、日本経済学会春季大会(4名)、日本統計学会「統計カンポジウム」(3名)、国際生活時間学会(2名)、2012年度統計関連学会連合大会(8名)、経済統計学会第56回全国研究大会(2名)、日本経済学会秋季大会(1名)、第21回地理情報システム学会学術研究発表大会(2名)、日本統計学会研究会(1名)、応用統計学シンポジウム(3名)、第7回日本統計学会春季集会(2名)等 発表(論文数):日本人口学会第64回大会(4本)、国際生活時間学会(1本)、2012年度統計関連学会連合大会(4本)、経済統計学会第56回全国研究大会(1本)、第7回日本統計学会春季集会(1本)	無	無	参加(人数):2012年度統計関連学会連合大会(6名)、統計数理研究所研究会(3名)、第23回日本疫学会学術総会(1名)、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター研究会(1名)、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会(1名) 発表(論文数):統計数理研究所研究会(1本)、第23回日本疫学会学術総会(1本)	無	無	参加(人数):IFC年次大会(4人)、公的統計の品質に関する欧州会合(1人)、統計関連学会連合大会(5人)、経済統計学会関東支部大会(1人)、第7回日本統計学会春季集会(1人) 発表(論文数):IFC年次大会(3本)、統計関連学会連合大会(4本)、経済統計学会関東支部大会(1本)
統計部局職員による留学制度や自己啓発等休業制度の活用による大学及び大学院の購読等の活用実績	無	無	無	無	無	無	無	無
統計部局における統計関係研修・セミナー等の実施状況	国内研修:計量経済分析(入門コース)、計量経済分析(基本コース)、国民経済計算(93SNA)入門、EViews入門研修(オンライン)①②、SASシステム研修、Stata入門研修①②、Eviews研修(中級)、計量経済分析(計量経済モデル)、計量経済分析(ミクロデータ分析関係)、SNA統計研修受講者数148名 外国人研修:SNA統計研修(研修所直轄招聘)受講者数7名	本科、専科(調査設計、人口推計、経済予測、PCを用いた統計入門(年4回)、PCを用いた統計分析(年2回)、国民・県民経済計算(年2回)、産業連関分析)、特別講座(中央研修(6課程)、通信研修、地方研修) 延べ受講者数:1,133人 上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:97人	無	無	統計基礎コース、統計実務コース、統計活用コース、統計理論コース、適宜企画する研修 延べ受講者数:156人	農林水産統計専門職員研修(統計調査実務コース(基本))(平成24年6月18~22日)、農林水産統計専門職員研修(統計調査実務コース(応用))(平成24年11月5~9日)、農林水産統計専門職員研修(管理者コース)平成25年1月16~18日) 延べ受講者数:108人 上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:4人	パソコンによる産業連関分析研修、ミクロ経済学基礎研修、統計基礎研修、マクロ経済学基礎研修、経済分析基礎研修、経済分析応用研修、業務マニュアル作成研修、非常勤職員向け研修、新人・転入者向け研修等 延べ受講者数:370人 上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:23人	内部者向けセミナー、2コース 延べ受講者数:50人
総務省統計研修所の研修受講実績	専科「国民・県民経済計算」1人、「産業連関分析」1人、「PCを用いた統計分析」1人、「人口推計」1人、「経済予測」1人 特別講座「政策と統計」1人 統計調査基礎課程 6人	本科13人、専科(「調査設計」、「人口推計」、「経済予測」、「PCを用いた統計入門」、「PCを用いた統計分析」、「国民・県民経済計算」、「産業連関分析」)13人、特別講座67人	本科2人、専科「調査設計」1人、「PCを用いた統計入門」12人、「PCを用いた統計分析」6人、「産業連関分析」1人、特別講座「一般職員課程」4人、「政策と統計」5人、統計調査基礎課程3人	無	専科「PCを用いた統計入門」1人、「PCを用いた統計分析」1人 特別講座「統計解析ソフトRで学ぶミクロデータ利用入門」1人 「統計調査基礎課程<基礎>」1人	本科1人 「統計調査基礎課程<基礎>」4人、「統計調査基礎課程<応用>」2人	無	特別講座「一般職員課程」1人 「統計調査基礎課程<基礎>」4人
その他、統計部局職員としての人材育成に関する取組	無	○統計研修所において、所管する統計研修のほかに、統計局及び統計センター職員に対して、標本理論などの専門的知識向上を目的に「統計専門研修」を実施。(週1回で9回実施) ○行政官短期在外研究員制度を利用し、イギリス国家統計局へ6か月間職員(1人)を派遣した。	無	○調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取り組みを行った。 ○6/4~6/6に行われた経済協力開発機構(OECD)科学技術指標専門家会合(NESTI)へ全国イノベーション調査を担当している職員1名を派遣し、国際的に行われているイノベーション調査について、各国の代表員と情報共有する機会を作った。	無	無	○国連アジア太平洋統計研修所実施の研修に聴講生として参加(1人)。 ○財務省主催の経済調査事務研修(産業連関分析)に講師として参加(3人)。 ○宮城県主催の平成24年度北海道・東北ブロック産業連関表初任者研修会に講師として参加(2人)。 ○独法日本貿易振興機構、アジア経済研究所主催の2005年日中韓地域間アジア国際産業連関表の研究会に参加(3人)。 ○アジアに対する国際統計協力や、欧米への海外調査等を通じて、職員の国際対応力の向上を図った(4カ国、延べ人数:10人)。	○研究協力者(2名)を内閣府に派遣。

※その他の府庁については特段の取組み無し